- 一部旅行者に対する「黄熱予防接種証明(イエローカード)」の原本 携帯義務について(令和5年10月11日現在)
- ○ホンジュラス政府は、旅行者の国籍を問わず、
 - ・ 黄熱感染危険国へ出国し、その後に再入国される全ての方
 - ・黄熱感染危険国から入国される全ての方

に対して、有効な黄熱予防接種証明書(イエローカード)の<mark>原本携帯</mark>を義務付けています(接種10日後に、有効と見なされます)。

- ○「1歳未満の方」、「60歳以上の方」及び「黄熱感染危険国で、空港外に出ることなく、12時間以内に航空機の乗り継ぎをされる方」については、証明書の携帯義務が免除されますが、スムーズな搭乗のためにも、各自、利用航空会社に対して事前にご確認ください。
- ○「妊娠中の方」、「卵アレルギーの方」等についても、証明書の携帯 義務免除規定はありますが、ホンジュラス政府が指定する病院の診 断書が必要となりますので、十分にご注意ください。
- ○黄熱感染危険国の詳細につきましては、世界保健機構(WHO)の 公式サイトにてご確認ください。

https://www.who.int/es/news-room/fact-sheets/detail/yellow-fever